

松阪市森林作業道整備事業補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日
松阪市告示第 179 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、主伐による森林施業及び木材の集材・搬出を促進するための森林作業道作設の支援を行う松阪市森林作業道整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、松阪市補助金等交付規則(平成 17 年松阪市規則第 63 号)に基づくもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、南伊勢地域森林計画書(森林法第5条第1項の規定により、三重県知事が策定した本市に係る地域森林計画をいう。)の対象となる民有林(本市に所在するものに限る。)(以下「対象森林」という。)を所有する者(対象森林の所有者から主伐等又は伐採木の搬出の委任を受ける者を含む。)、又は、認定林業事業体とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は主伐による森林作業道(以下「森林作業道」という。)の作設を行うものであって、次の要件に該当するものとする。

- (1) 森林作業道を作設する際は、高性能林業機械等の林業用機械又は軽トラック等の四輪自動車が通行可能で継続的に用いられる道であり、原則、三重県森林作業道作設指針(平成23年3月24日付け環森第06-591号)に定める規格を満たし、地域の条件に適合したものであること。
- (2) 国、県その他関係機関から補助金その他これに類するものの交付を受けていないこと。
- (3) 森林作業道の作設が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年以内に主伐を行うこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費は、森林作業道の作設に係る経費とする。

(交付額)

第 5 条 補助金は、森林作業道の作設に1m(ただし主伐による森林整備面積1haにつき森林整備区域内及びアクセス道各300mを上限とする。)につき 1,000 円を乗じたものを上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。この場合において、算出された補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、松阪市森林作業道整備事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 松阪市森林作業道整備事業補助金事業計画書(添付様式第 1 号)
- (2) 松阪市森林作業道整備事業補助金収支予算書(添付様式第 2 号)
- (3) 位置図(5万分の1又は2万5,000分の1の地形図で、事業地が確認できるもの)
- (4) 路線図(2,500分の1程度の地形図又は森林計画図に、森林施業区域並びに森林作業

道(既設・新設の別)の線形及び作業箇所を色分けして記入したもの)

(5) 現地写真(森林作業道の起点及び設置箇所の現況が確認できるもの)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、林業従事者又は林業事業体に前項の規定による申請を委任することができる。

3 前項の規定による委任を受けた林業従事者又は林業事業体が当該委任に基づき第1項の規定による申請をするときは、当該委任を受けた旨を証する委任状(添付様式第3号)を添付しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請を受けた場合は、その内容を審査し、必要な場合は現地調査を行い、交付が適当と認めるときは松阪市森林作業道整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(変更交付申請)

第8条 前条第1項の交付決定を受けた補助対象者(以下、「交付決定者」という。)は、交付決定後に交付申請の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、松阪市森林作業道整備事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に変更内容及び変更理由を確認することができる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請を受けた場合は、速やかに審査し、松阪市森林作業道整備事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業の実績を補助事業が完了した日から10日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、松阪市森林作業道整備事業補助金実績報告書(様式第5号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 松阪市森林作業道整備事業補助金事業報告書(添付様式第1号)

(2) 松阪市森林作業道整備事業補助金収支決算書(添付様式第2号)

(3) 出来高平面図(2,500分の1程度の地形図又は森林計画図に、森林施業区域及び森林作業道(既設・新設の別)の線形、測点番号、作業箇所等必要な事項を色分けし、記入したもの)

(4) 施工写真(森林作業道の起点・中間点・終点における作業前及び作業後の内容が確認できるもの)

(5) その他市長が定める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、松阪市森林作業道整備事業補助金額確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第 11 条 前条の確定通知を受けた交付決定者は、松阪市森林作業道整備事業補助金請求書（様式第 7 号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消し等）

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金をその目的外の用途に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 事業遂行にあたり、法令上問題があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、その旨を松阪市森林作業道整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により交付決定者に通知するものとする。
（終期等）

第 13 条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り令和 9 年 3 月 31 日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

3 目的が達成された事業については、補助期間内であっても補助金の交付を終了するものとする。
（書類の整備等）

第 14 条 交付決定者は、この補助事業に係る関係書類を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年から 5 年間保管しなければならない。
（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号(第6条関係)

松阪市森林作業道整備事業補助金

交付申請書

年 月 日

(宛先)松阪市長

申請者 住所

氏名



松阪市森林作業道整備事業補助金 円を交付されるよう、松阪市森林作業道整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

1. 松阪市森林作業道整備事業補助金事業計画書(添付様式 1)
2. 松阪市森林作業道整備事業補助金収支予算書(添付様式 2)
3. 位置図(5万分の1又は2万5,000分の1の地形図で、事業地が確認できるもの)
4. 路線図(2,500分の1程度の地形図又は森林計画図に、森林施業区域並びに森林作業道(既設・新設の別)の線形及び作業箇所を色分けして記入したもの)
5. 現地写真(森林作業道の起点及び設置箇所の現況が確認できるもの)
6. その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号(第7条関係)

松阪市森林作業道整備事業補助金
交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松阪市長



年 月 日付けで申請のあった松阪市森林作業道整備事業補助金について、
下記のとおり交付することになったので、松阪市森林作業道整備事業補助金交付要
綱第7条第1項の規定により通知します。

記

交付決定額

円

(決定の内容)

松阪市森林作業道整備事業補助金

(条件等)

- (1) この補助金の決定内容、条件等に違反したとき及び状況報告、実績報告の提出がなく、
また調査の拒否があったときには、この決定通知を取り消すものとする。
- (2) この補助金は、上記の経費以外に使用又は流用してはならない。
- (3) この使途、その他につき松阪市の監査を行うことがある。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当額収入及び支出に
ついての証拠書類を事業完了の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

様式第 3 号 (第 8 条 関 係)

松阪市森林作業道整備事業補助金
変更交付申請書

年 月 日

(宛先)松阪市長

申請者 住所
氏名



年 月 日付けで交付決定の通知があった松阪市森林作業道整備事業補助金について、下記のとおり変更したいので、松阪市森林作業道整備事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 交付決定済額 | 円 |
| 2. 変更申請額 | 円 |
| 3. 補助金増減額 | 円 |
| 4. 変更の理由 | |
| 5. 変更の内容 | |
| 6. 関係書類 | |

様式第 4 号 (第 8 条 関 係)

松阪市森林作業道整備事業補助金
変更交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松 阪 市 長 印

年 月 日付けで変更申請のあった松阪市森林作業道整備事業補助金について、
下記のとおり変更し、交付することに決定したので松阪市森林作業道整備事業補助金交
付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 交付決定済額 | 円 |
| 2. 変更決定額 | 円 |
| 3. 補助金増減額 | 円 |

(条件等)

- (1) この補助金の決定内容、条件等に違反したとき及び状況報告、実績報告の提出がなく、
また調査の拒否があったときには、この決定通知を取り消すものとする。
- (2) この補助金は、上記の経費以外に使用又は流用してはならない。
- (3) この使途、その他につき松阪市の監査を行うことがある。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当額収入及び支出に
ついての証拠書類を事業完了の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

様式第 5 号(第9条関係)

松阪市森林作業道整備事業補助金
実績報告書

年 月 日

(宛先)松阪市長

報告者 住所

氏名



年 月 日付けで交付決定のあった松阪市森林作業道整備事業補助金について、
松阪市森林作業道整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の関係書類を添えて
実績報告します。

1. 実績金額 円

2. 関係書類

1. 松阪市森林作業道整備事業補助金事業報告書(添付様式第 1 号)
2. 松阪市森林作業道整備事業補助金収支決算書(添付様式第 2 号)
3. 出来高平面図(2,500分の1程度の地形図又は森林計画図に、森林施業区域及び森林作業道(既設・新設の別)の線形、測点番号、作業箇所等必要な事項を色分けし、記入したもの)
4. 施工写真(森林作業道の起点・中間点・終点における作業前及び作業後の内容が確認できるもの)
5. その他市長が定める書類

松阪市森林作業道整備事業補助金
額確定通知書

年 月 日

様

松阪市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった松阪市森林作業道整備事業補助金について、
下記のとおり補助金の額を確定したので、松阪市森林作業道整備事業補助金交付要綱
第10条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額

円
2. 確定額

円

様式第 7 号 (第11条関係)

松阪市森林作業道整備事業補助金 請求書		
年 月 日		
(宛先)松阪市長		
請求者 住所		
氏名		
印		
電話番号		
松阪市森林作業道整備事業補助金として、松阪市森林作業道整備事業補助金交付要綱 第11条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。		
記		
請求金額 円		
振 込 先	金融機関名	銀行・信用金庫・農協・漁協・労働金庫
		本店・支店・出張所
	預金種別	普通 当座 その他()
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

松阪市森林作業道整備事業補助金
交付決定取消通知書

年 月 日

様

松阪市長 印

年 月 日付けで交付決定の通知をした松阪市森林作業道整備事業補助金について、松阪市森林作業道整備事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので、同条第 2 項の規定により通知します。

なお、超過交付となった補助金 円については、同条第 1 項後段の規定により 年 月 日までに返還してください。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 交付決定額 | 円 |
| 2. 交付済額 | 円 |
| 3. 取消額 | 円 |
| 4. 返還額 | 円 |
| 5. 取消しの理由 | |

添付様式第 1 号

松阪市森林作業道整備事業補助金事業（計画・報告）書

森林整備面積	ha			
森林作業道の整備延長	森林整備区域内	m(A)		
	アクセス道	m(B)		
幅員	m			
事業実施場所				
着手・完了予定年月日	着手	年	月	日
	完了	年	月	日
補助金額 〈(A) + (B)〉×1,000 円	円			

※主伐による森林整備面積1ha につき、森林整備区域内及びアクセス道ともに300mを上限とする。

添付様式第 2 号

松阪市森林作業道整備事業補助金収支（予算・決算）書

1 収入の部

項目	（予算・決算）額	備考
合計		

2 支出の部

項目	（予算・決算）額	備考
合計		

添付様式3号(第6条関係)

委 任 状

年 月 日

委任者 住所
氏名 印

私は、下記の者を代理人と定め、 年度の松阪市森林作業道整備事業補助金について、交付申請、実績報告、交付請求及び受領の権限を委任します。なお、この委任を解除する場合には、双方連署の上、届出をします。

記

受任者 住所
氏名 印